

仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会・
仙台市介護保険審議会 合同委員会 議事録

日 時：令和3年1月25日（月）18:00～19:55

場 所：TKPガーデンシティ仙台勾当台2階

【仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会委員】

○出席者

遠藤 佳子委員・加藤 伸司委員・宍戸 衡委員・柴田 耕治委員・清水 福子委員・
永井 幸夫委員・松本 由男委員・山口 強委員

(8名, 五十音順)

○欠席者

阿部 重樹委員

(1名)

【仙台市介護保険審議会委員】

○出席者

板橋 純子委員・岩渕 秀子委員・大内 修道委員・木村 昭憲委員・草刈 拓委員・
駒井 伸也委員・斉藤 誠一委員・佐藤 功子委員・鈴木 峻委員・田口 美之委員・
辻 一郎委員・土井 勝幸委員・長野 正裕委員・橋本 啓一委員・宮林 幸江委員・
森 高広委員・若生 栄子委員・渡邊 純一委員

(18名, 五十音順)

○欠席者

井野 一弘委員・小坂 浩之委員

(2名)

【事務局】

米内山健康福祉局保険高齢部長兼地域包括ケア推進課長・白岩高齢企画課長・
千葉地域包括ケア推進課認知症対策担当課長・中村介護保険課長・山崎介護事業支援課長・
木村健康政策課長・小島高齢企画課企画係長・菊田高齢企画課在宅支援係長・
佐藤地域包括ケア推進課推進係長・熊谷介護保険課管理係長・柿沼介護保険課介護保険係長・
高橋介護事業支援課主幹兼指定係長・福本青葉区障害高齢課長・鈴木青葉区介護保険課長・
只埜宮城野区障害高齢課長・佐藤宮城野区介護保険課長・大石若林区障害高齢課長・
都丸太白区障害高齢課長・高橋太白区介護保険課長・樋口泉区障害高齢課長

会議に先立ち、1月25日付の人事異動で事務局の職員に異動があったことを説明。

【会議内容】

1. 開会

2. 議事等（永井委員長による進行）

会議公開の確認 → 異議なし（傍聴者2名）

議事録署名委員について、清水委員・鈴木委員に依頼 → 委員承諾

(1) 仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 中間案に係るパブリックコメント等の実施状況について

高齢企画課長より説明（資料1）

<質 疑>

○森委員

今回のパブリックコメントの市民説明会についてですけれども、この市民説明会というのは事業計画中間案に対して幅広く市民の意見を聞いて、最終的な計画策定に当たって実効性のある計画にするという唯一の市民参加の機会かと思っております。その中で、今回の参加者数、意見数、極めて低調と言ったらいいのか、3年前の第7期計画の説明会参加者数は33名でしたが、今回9名です。意見数は前回96件あったのが、42件です。3年前は説明会を3日間開催しておりますが、コロナ禍ということもあろうと思いますが、今回は2日間ですね。また、中間案の冊子の配布部数が3年前は5,800部だったものが、今回は3,400部と、かなり減っております。この減らした理由とか趣旨について、どのようにお考えになっていたのか教えていただければと思います。

○高齢企画課長

今回の市民説明会、コロナ禍ということもありまして、広い場所で開催することで、来ていただく方に安心していただきたいと考え、仙台市役所本庁舎8階ホールを会場として開催いたしました。事前にホームページや市政だよりで告知も行いましたので、もう少し来ていただけるとよかったかなというのは正直ございます。ただ、いただいたご意見、一つ一つ我々としても参考になる意見もございましたので、できる限り計画には反映できるところは反映したいと思います。ただ、今回はおっしゃるようなコロナの環境だということもありましたので、少しどうしても参加が低調になったということがあります。

また、配布部数についてですが、配布した場所自体は、今回と前回で大きな違いはございません。前回印刷はしたんですけれども、実際余りが出まして、その配布させていただいた部数を踏まえて、今回必要部数を少し絞り込んだということがございます。ですので、実際配布させていただいた部数自体は、前回とあまり変わりがないのかなというふうに思っていますが、ただ今回はいただいたご意見が前回よりちょっと少なかったというのは、私どもとしても広報はさせていただいたんですけれども、コロナ禍という環境の影響もあったのかなというふうには思っております。

○森委員

私もこれに関して、市政だよりや仙台市のホームページなんかも見えていますけれども、よほど注意して見ないと、どこにこれが載っているのか分からない。あとは、市民センターに行きましたけれども、置いてあることは置いてあるんですけれども、ほかのいろんな団体のチラシと一緒に置いてあり、チラシの中の一つとして置いてあるにすぎなかったのではないかなと思います。極めて目立たないというか、そういった意味ではもう少し、この説明会は3年間の事業計画をつくるための非常に大事な説明会だと思いますので、もう少しその広報の在り方というものをご検討していただければと思います。

○永井委員長

私自身も、説明会の参加者数が9人ということで非常に驚いて、高齢企画課長に「これしか来られなかったの」と聞いたぐらいです。これは非常に重要な計画ですので、次回は参加者を募るような広報をぜひお願いしたいと思います。

(2) 仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について

高齢企画課長・介護保険課長より説明（資料2・3）

<質 疑>

○森委員

今ご説明いただきました資料3の保険料についてお聞きいたします。7期における介護保険料の剰余金、これは介護保険事業財政調整基金に積み立てられ、この8期の保険料の軽減のために67億円が使われるということでもありますけれども、まず一つお聞きしたいのは、この財政調整基金に積み立てられた剰余金というものが、必ず翌期の介護保険料に組み入れて使わなくてはならないのかということをお教えください。

あと、もう1点は、2025年を迎えて、介護保険料が今後急激に増加せざるを得ない状態が出てくると思います。そのときのために、この財調基金というのを積み立てておくことができないものなのか、教えていただければと思います。

○介護保険課長

財政調整基金の積み立てにつきましては、サービスを利用された部分と保険料を徴収した部分の差額が67億円ありますので、この全額を8期3年の保険料減額のため活用することにしてございます。

これは、法定で必ずしも次期で全額使わなければいけないということにはなっておらず、自治体それぞれの判断で、次の3年、あるいは、半分を次の3年で取り崩しをして、その後の3年で残りの半分を取り崩しするようなどころもあろうかと思えます。

本市におきましては、徴収した介護保険料の使わなかった部分については、なるべく早く皆さんの保険料の減額をすることに使いたいと考えておりますので、次の3年でこの67億円については全額使いたいと考えています。

あと、森委員からお話ございましたように、2025年から高齢化率等がアップしていくという

ことがございます。今後の高齢者数や後期高齢者数の伸び率を見据えたサービス料をもとに保険料を算定してございますので、この間の保険料の給付には間に合うものと考えてございます。

○森委員

分かりました。ただ、将来的に、この段階別の内訳を見てみますと、大変失礼な言い方かもしれないけれども、低所得者層の方たちは生活保護なり医療費免除とか光熱水費等の減免とか、様々な面で減免措置が取られていますけれども、大体第6段階から第10段階の中間層ですね、この方たちは非常に厳しい状況に置かれております。パブリックコメントにおいても、保険料の負担は重いという意見があったかと思えます。この中間層については、控除される部分が何もないわけですね。ですから、中間層の方たちの負担の軽減という点について、今後検討していただければと思います。

あと、もう1点教えてほしいのですが、仙台市の介護保険の小冊子に、段階ごとの納付、普通徴収、特別徴収の段階ごとの人数の記載がありますけれども、この段階ごとの納付金額が知りたいです。今日はお分かりにならないでしょうから、後日で結構ですから、段階ごとの納付金額またはパーセンテージでも結構です、それをぜひ教えていただければと思います。

○介護保険課長

段階ごとの納付金額ですが、手元に資料ございませんので、後ほど提示できればと思います。

森委員からお話ございましたように、介護保険制度の保険料の賦課の考え方が、まず基準の金額がございまして、そこからいわゆる高額所得の方が低額の方々の保険料を補う、全体の中で補うという形をとっていますので、応能負担が一部介護保険料の考え方の中では、段階制という中であるのかなと。

仙台市におきましては、所得段階を国の段階よりはこまめに設定してございますので、例えば収入が300万円以上というところを、300万円から500万円、500万円から700万円というふうに区切って所得段階を設け負担感がより少ない形としていますので、次期計画についても、同様としてまいりたいと考えています。

○森委員

話は分かりましたけれども、もう1点言わせてもらえば、今の中間層という方は、高齢になっても子供さんが同居していて子供の面倒をみたり、さらに年金は全部家計に充ててしまうとか、いろんな意味で家計の主役を担っている方が結構多いはずで。低所得者層の方の負担を軽減するために中間層が応分の負担をするということは、右肩上がりの時代であればそれはそれで一つの理屈になったと思いますが、このような低成長で年金などが減額されるという、そういう時点を想定していなかったと思うんですよね。ですから、そういったことも踏まえて、今後こういう策定の場合はぜひ考慮して考えていただければいいかなと思っています。

○斉藤委員

今日は答申の最終案ということでございますし、時間も大分経過しておりますので、この後に介護保険審議会が予定されておるようでございますので、5章以下の介護保険についての質問

はそのときにしたいと思います。今日最終案ということで、多少字句にもちよっとこだわった点でご指摘をしたいと思います。

まず、資料2の3ページでございます。3ページのところで、この中ほどに「(仮称) せんだい支えあいのまち推進プラン」ということで表現してありますが、下の囲いのところの関連計画の一番上の丸に「せんだい支えあいのまち推進プラン」ということでありますが、この仮称というのはここで取るわけにはいかないのですか。仮称はあくまでもずっとつけっぱなしであれば、下にもこの「せんだい支えあいのまち推進プラン」の頭に仮称をつけなきゃ、どちらかに統一してもらいたいと思います。

次に資料2の15ページの②のところでございます。ショートステイの食費の負担限度額の見直しのところで、「食費が給付対象外となっているデイサービスとの均衡等の観点から、見直しが行われます」と記載がありますけれども、どういう点で見直しが行われるのかという、この表現だけでは分からないのですが、事例を入れて、こういう観点から見直しが行われますというふうな表現をしていただけないでしょうか。観点から見直しが行われますという表現だけでは、ちょっと一般的に読んで理解しにくいと。今の段階で未定なら、未定というふうなことで括弧してほしいと思います。

それから、資料2の16ページです。③「預貯金等資産要件のうち、単身者の「1,000万円以下」を下記のとおり変更」というふうに終わっています。変更になりますとか、変更の予定ですとか、こういう表現は、慌てて作った、急いで作ったという表れなんです。これがね、後のほうにも出てくるんです、文体で。やはり、市長に答申するためには、やはりきちっとしたいものを答申したいと思うから、一つ一つやはり目を通して、改めるところは改めてもらいたいと思いますよ。

16ページの下の高齢者一般調査の概要の回収結果ですが、有効回収数が3,269件ということになっていますけれども、この右の17ページの件数を見ると、最大で3,242件となっています。何でこの数字が一致しないのか。17ページ以降全部3,242件になっているのですけれども、それとの件数がアンマッチになっている。それによっては回収件数が3,242であれば、有効回収率は65.4%じゃなくて64.8%になります。

資料2の24ページの回答の件数が $n=1,660$ 、25ページだと $n(2,307)$ 、 n というのは普通母集団を示すんですよ。そうすると、母集団は5,000ですよ。それで、回答数だと思うんです、前の表示からすると。回答件数なら回答件数として、ちゃんと前の件数なら件数(1,660)とかね、それからその n =なんてしないで、件数なら件数にまとめて、統一して表現すべきなんです。前は件数(なんぼ)と書いてあって、途中でそういうふうな表現というのは統一性を欠くことになっているので、この辺はきちっと改めてもらいたいなと思います。今言っているのは25ページとか26ページですよ、件数がこう書いてあるのと、後ろに n =云々と書いてあるから、その辺はきちっと統一してほしいということです。

それから資料2の37ページですが、事業所への指導監査の平成30年度と令和元年度の件数が書いてあるんですけれども、令和元年度はなぜか、コロナは関係ないと思うんですけれども、件数が減っているんですよ。居宅サービス事業所への監査実施数では、平成30年度が10事業所、令和元年度が3事業所しか実施していないんですよ。これはどういう意味でこういうふうに3事業所しかできなかったのか、3事業所だけだったら、全事業所監査するのに何十年かかるのか。

何が原因なのか、例えば職員数の減員とか、その辺も見て分からないところがあります。この表を、次の38ページのサービスを担う人材の確保等にまた再掲しているんですよ。減った件数を再掲する意味があるのかなと思います。

それから、資料2の41ページの(3)新型コロナウイルス感染症への対応で、ずっと読んでいくと、外出自粛や「新しい生活様式」を踏まえた行動の変化などにより云々ということが書いてありまして、ここに「新しい生活様式」という新しい言葉が出てきていますけれども、下に米印とかをして、例えばマスクの着用、手洗いとか、3密を避けるとか、そういうことを言っているのかどうか、それを脚注として入れるとかなんかというきちっとした、そういう答申書なり報告書であってほしいと思うんですよ。

それから、資料2の42ページ、「市民一人ひとりの取り組み」についても、「介護予防・健康づくりを通じた」じゃない、「通じた」でしょう。通じたセルフケア云々で、「社会参加活動など」で切っているけれども、切るんだったら句点をつけてきちっと、字句の終わりに句読点を付けることをしてください。2つ目の「みんなで支える取り組み」、これも「ネットワークなど」であれば「など」で句点をつける。3つ目の「本市の取り組み」でも「支援など」で終わっている。終わるんだか続くんだか分からないようなことにしないで、区切ってあるのであれば「など」で句点をつけてください。きちっとしたものをやっぱり答申するなり、市民に公表してください。

それから、資料2の49ページですね。「(方向2)共に支え合い安心して暮らし続けるために」というのは、ここの中でも特に(1)の③介護家族の支援、ここが一番大切なところです。ただ、支援といっても、皆さんいろいろなこの今までの福祉施策を並べてあると、要介護者に対する施策は在宅であろうと施設福祉であろうと、いろんな方面から手助けが入っているんです。在宅と施設福祉で違うのは、施設の方はプロとして要介護者を介護していますが、在宅の人は家族が介護しているんですよ。それで、厚生労働省がなぜ箱物から在宅福祉へとやっているのかはご存じのとおり、箱物は施設を作るときや、運営費を補助をしているんですよ。ところが、在宅の人については、箱物の費用とか運営費は全然かかってないんです。ですから、ここで言っている介護家族への支援、寝たきりで要介護4とか5とか、酸素吸入したり、寝たきりでいろいろ排せつの介助をしたり、そういうのは全部家族の負担になっているんですよ。夜間の介護というのは、家族の負担で困っているんですよ。みんな箱物を作って施設に入れて、たまに1週間に1回ぐらい顔を出してということになっちゃうんですけれども、そうすると国の財政が破綻するから、厚生労働省はできるだけ在宅介護の方向にということで今まで来ているんですけれども、何とかこの家族介護の支援というのは、要介護4とか5とか本当にひどい寝たきりの人を1年以上介護している人については、市のほうで予算を組んでもらって、お盆に5,000円とか1万円でもいいですよ、それから年末には1万円とか支給してほしいですよ。介護者に対して、温泉とか行ってきなさいと言ったって、1泊2日で2日も要介護者を置いて行けないですよ。そういうのが実態だから、私が民生委員10年以上やってきて、いろいろ眺めて、それで現実にそういうふうなことを見て、やはりそこは欠点だなと。

県内でも、実際に家族介護者に対して支給しているところもあると思うし、全国でもあると思うから、その辺を調べてもらって、できるだけそういう家族介護者に対する年に1回か2回の慰労金という感じの手だてをしていかないと、在宅介護っていろいろな面で用具は支給します

だの、段差の解消に助成しますなんて言われても、やっぱり実際に介護してそこに寝泊まりしている人というのは、本当に大変な状況で、四六時中息が抜けないような状況で介護して、そこがやっぱり在宅介護のネックになっているところだと思うので、そこをもう一つ今後力を入れて、この在宅介護、介護家族への支援の強化ということで、もう少しここについては力を入れてほしいなというふうに思っております。

それから、先ほどの差し替えの62ページで、災害時要援護者などに対する支援方法の検討の文言を削除するというので、災害時要援護者情報登録制度の推進というのは、これは何も新しいことでもなくて、前の第7期計画にもこういう表現がありましたけれども、やっぱり8期とか9期とか、1期でも3年進んだ内容にするためには、推進というのは同じ字句をまた使うんじゃないかと、推進の支援ということで、もう一步踏み出してもらいたい。今までは、手挙げ方式での登録制度だけれども、これは町内会長にとどまっていて、町内会長がその要介護者の近隣の人に、2人でも3人でも5人でも頼んでいるというのが実態です。この登録制度が始まって10年も経つのに、明日災害が来た場合に、要援護者の元に誰も助けに来ないし救われないのが実態ですよ。いつも同じ表現でさっぱり進まないのがこの登録制度の推進だから、ここをもう少し強化してもらって、推進の支援とか強化とかそういうことで、この2番目を削るのであれば、もう一步進んだ表現にしていきたいなと思います。

それから、資料2の67ページの一番下、下線の取り組みは新規施策と書いてあるのね。ところが、67ページには下線引いているところはないでしょう、その下線は引き忘れたのか、あるいは下にこう慢性的に、ただ下線の取り組みは新規施策と書いて載せているのか。67ページは、この下線の云々というのは取っていいんじゃないですか、

それから、資料2の71ページに、下線の引いてある「介護予防ケアマネジメント等に係る業務負担軽減」と書いてありますよね。これは何をどのように、どういう理由で軽減するのかよく分かりません。これ下線の取り組みは新規施策ですよ。新規であれば、なおさら説明を要すると思います。介護予防ケアマネジメントというのは重要な業務だと思うんですよ。どういう理由で軽減するのか、教えていただきたいと思います。

○高齢企画課長

一つ一つできるだけ、今お答えできる範囲でお答えいたします。

まず、先ほどいただいた下線の取り組みは新規施策のところですけども、こちらでレイアウトを構成するとき、どうしてもずれたり入ったりということで、最終的に掲載の無いところからは、ご指摘のとおり削除をするようにいたします。

最初の意見に戻りまして、まず資料2の3ページ目に関する「せんだい支えあいのまち推進プラン」のところに仮称があるものとないものがあるという話でした。こちらは最終的にはもちろん統一させます。本来であれば両方に仮称が載っているべきものですが、実はまだこの地域保健福祉計画の検討作業が継続しておりまして、本日審議会にお出しする資料の中では、まだ今の段階では仮称をつけておいてほしいということを現場から言われておりました。こちらは、当然説明文と図の中の表現は最終的にはもちろん統一いたします。

それから、ちょっと担当がいくつかに分かれておりますので、私に関わったところを中心に回答いたします。

資料2の16ページ目でいただいた調査の有効回収数と調査結果件数の数字が違うというご指摘です。これも最終的に説明の仕方をもう一度考えますが、有効回収数の中には、きちんと回答をいただいたんですけども、その中でお届けしたご家庭から返ってきたのが、例えばその調査の対象になった方がもうここに住んでいないとか、もうお亡くなりになったとか、そういった個別のご意見をいただいたものも含めて、回収の数は戻ってきたものとしてカウントしております。ただ、ここにいくつかグラフにある件数とちょっと20件ほどずれが生じているものです。こちらは、分かりづらいということでご意見もいただきましたので、件数のずれに関して何か説明を加えることも含めて検討いたします。

資料2の24ページと25ページ、nと件数について意見がございました。ここも最終的にはもう一度見て、表現を揃えます。

資料2の41ページの新しい生活様式ですが、よくテレビ、新聞ではこの表現が今一般的に出回ってはおりますが、後ろの実は用語集のところに説明としてこの言葉がどういう意味なのかということ載せるなど、もう少し分かりやすく追記を検討いたします。

資料2の42ページのところの、各項目の終わり方「何々など」というところの、ここに関するご意見もいただきましたので、最終的に、本日皆様からいただいたご意見も踏まえて、体裁はしっかりと整えてまいりたいと思います。

それから、資料2の49ページ介護家族への支援のところでご意見をいただきました。お話いただいた件、介護をする高齢者を抱えているご家庭のご負担の重さというものに関しては、私も普段、地域包括支援センターですとか、区役所の高齢者総合相談などを通じて、様々なお声、実情、そういった大変なご負担で皆さんご苦労されているという話をお伺いすることもございます。どのような形で介護しているご家族に対して応援ができるのかということに関しては、例えば今回のコロナ禍であれば、緊急ショートステイベッドの確保というところがございますけれども、ご家族が何か急にご病気になったりしたような場合、区にご相談いただいたときに一晩、二晩施設でお預かりをさせていただいて、ご家族が療養に専念できるようにということで、この緊急ショートステイベッドの確保という事業は、かなり前から運用はしております。今回、コロナの件もございまして、介護者のほうが陽性になった場合、高齢者が在宅で取り残されるということを気にして入院や宿泊療養施設に行くのを拒むというような方が出ているので、そういった方にも対応できるように、専用の設備をそろえた施設と契約をする準備をしております。そういった形でこの緊急ショートステイベッドの確保も、介護する家族が、普段から負担が重いのに、今回コロナでご自身がかかったときに、大変な負担、精神的なプレッシャーがかかりますので、そういったことにも寄り添えるように、一つの個別の施策ではございますが、今私どももいろいろと取り組みをしているところではございますけれども、これで十分かどうかと言われれば、まだまだこれからもそういったご家庭が増えますので、今後介護をしている家族の精神的な負担や経済的な負担にどうやって寄り添えるかどうかというのは、私ども政策に関わる人間もそうですけれども、区の窓口で普段お話を伺う職員も知恵を出し合って私どもとしては考えていきたいと思っております。なかなかまだ十分対応し切れていないところがあるのは、ご指摘、ご意見のとおりかと思っております。

資料2の62ページの、災害時要援護者情報登録制度のところですが、担当する部署自体は私どもではなく、社会課というところで町内会の皆さんなどとも関わって、この制度の登録の推進

でありますとか、様々なマニュアルの作成などを行っているところですが、やっぱり町内会の皆様のご負担も、もちろんかなり重い仕組みではございますし、改善すべきところがまだまだあるのはそのとおりでございます。削除するという事は、取り組みを後退させるということではもちろんございませんが、従来と全く同じ表現のままということだとどうなのかといったご意見もいただきましたので、ここは担当の社会課さんと、この2つ目は削除するにしても、ちょっと何かもう少し工夫できないか考えたいと思います。

あと、資料2の67ページの下線の取り組みです。下線がないところからは、これは取るようにきちんと最終的に混乱がないようにしっかりチェックをさせていただきます。

○介護保険課長

資料2の15ページから16ページにかけまして、令和3年度の介護保険制度の改正の概要についてでございます。これは、国のほうから政令が公布されてからの改正になりまして、現段階としては国の方でも案ということを示されています。

この15ページの②にありますショートステイの食費の負担限度額の見直し、これは一定程度の収入に満たない方の場合、補助をしておりますが、デイサービスにはそういった補助はありませんので、そういったところも踏まえた観点の見直しがなされます。今上限金額が示されているんですが、具体については、まだ国から示されていないので、分かる範囲での記述となっております。

また、16ページの③のところ、下記のとおり変更とだけなっているのではないかと、これは15ページの①②③と続け、①についても「細分化」、②については「見直し」、③については「下記のとおり変更」と体言止めで揃えており、また、国民経済の生活状態から、650万円を超えて1,000万円の方については特段補助する制度は要らないという国の審議が進んでいますので、表を記載しております。15ページから16ページの制度改正の箇所は、いずれも今後国から詳細が示されるので、文言等は整理したいと考えております。

○介護事業支援課長

資料2の37ページの事業所への指導監査等についてお答え申し上げます。

こちらですが、指導実施数については、大体これは6年に1回ぐらい指導に回るという形になっておりまして、そういった意味ではほぼ同じ件数になっているんですが、監査につきましては、こちら介護保険施設において、運営が適切にされていないと疑われる、例えば虐待があったり、介護給付費の不正受給が疑われるケースとか、そういったものがあつた場合に訪問して監査を実施するというものでございますので、増減がございます。こちらについてはそういったところを反映してこういった形になっているものでございます。

なお、資料2の38ページの事業所への指導監査等の表が再掲になっているところについては、37ページの次の指導監査や立入検査の実績のところと、あと38ページの指導助言のところ両方に入れているから再掲としているものですが、先ほどのご意見を踏まえて検討したいと思います。

○保険高齢部長兼地域包括ケア推進課長

資料2の71ページの地域包括支援センターへの支援の充実のところでもいただいた、介護予防ケアマネジメント等に係る業務負担軽減でございますが、こちらはいわゆる要支援の認定を受けた方に対するケアプランの作成業務でございますが、地域包括支援センターが実施をしております。地域包括支援センターについては、かなり期待される役割が大きくなってきているということで、全体的な業務負担の軽減策というものが国のほうでも叫ばれておりまして、様々検討しているところでございます。ここはケアマネジメントそのものを何かこう軽んじるという趣旨ではなくて、地域包括支援センター全体の業務負担の軽減というものを効率化等によって行うことで、一つ一つの業務の質を高めていくと、そういった一連の取り組みとして掲げてございます。

あと、全体的に体裁関係の統一面についてご意見いただきまして、先ほど句点をつけるかどうかということについては、我々としてもいわゆる体言止めで止めているところについては句点をつけないということで表記の統一は図らせていただいているところでございますけれども、先ほどご指摘いただいた中で表記が不統一だった部分が、そこはございましたので、そういった部分については直させていただきますし、全体として表記の統一ということについては再度精査をしまして、統一されたものとして完成させていきたいというふうに考えてございます。

○橋本委員

今説明いただいた介護予防ケアマネジメント等に係る業務負担の軽減についてであります。これに関しては、先ほど資料1の5ページ施策4の意見で、地域包括支援センターによる支援の充実の項目については、センターが機能を十分に発揮できるよう人員配置・見直しを図るための云々ということの意見があつて、それに対して本市の考え方としては、「地域包括支援センターの業務の中で大きな負担となっている介護予防ケアマネジメントについて、職員が担当するケアプラン件数に一定の上限を設けることで業務負担の軽減を図るとともに」ということの本市の考え方が示されているわけでありまして。

そういったところを見ると、この資料2の71ページ、主な取り組みの上から3つ目、地域包括支援センターの業務状況の分析・評価とそれを踏まえた支援のあり方の検討、拡充等について、今この本市の考えが示されましたケアプラン件数の上限設定等による業務負担の軽減ということが拡充ということで記されておりますが、さらにその2つ下のほうにも、今ほど説明がありました介護予防ケアマネジメント等に係る業務負担軽減、これって十分ちょっと関連してくるところがあるように私には、何度も見まして感じたところでありまして。違うものとして、別の取り組みとして進められるものなのか、このマネジメントの業務負担の軽減の中に、上の3つ目も包括されるものなのか、少々分かりづらいように感じたわけでありましてけれども、この辺少し、もっと分かりやすく記述などしていただければ、その辺の考え方についてもちょっとご確認とご説明をいただきたいと思っております。

○保険高齢部長兼地域包括ケア推進課長

拡充のところでございますのは、こちらはおそらくそのケアプランの作成に視点を置いたものとして、具体的に今のところ予定をしている見直し内容について書かせていただいております。

ます。介護予防ケアマネジメントのところは、内容的に若干かぶるという部分は、確かにご指摘のものとしてあるとは思いますが、上限設定はそれはそれとしまして、今後考えられる効率化、業務負担の軽減の内容として、例えばICT化の推進であったりとか、提出いただく書類の見直しだったりとか、そういったものがあり得るということと、あとは「ケアマネジメント等」ということで、それ以外の地域包括支援センターの業務についても、そのような必要な業務負担の軽減というものも今後検討していく必要があるという認識のもとで、このような書き分けをさせていただいたところでございます。

○橋本委員

ご説明をいただきまして、理解できるところでもありますが、こういったその計画でありますので、より分かりやすいような記述になるように、さらにご検討を進めていただきたいと思っております。

最後に一つだけですが、この計画が令和3年から令和5年度までの3年間の計画ということでもありますし、しかしながらコロナ感染症、これがなかなかその終息が見込めない状況の中において、この計画、実際のところ予定どおり進まないこともやっぱり想定されるということもあります。そういったことを考えると、やっぱり事業者との意見交換や情報交換、現場の声といったものをしっかり聞いていただきながら、その時々の方情に合った運用と対応というのを、多くの方々からお声を聞きますので、その辺しっかり求めておきたいと思っております。

○草刈委員

今回の中間案のことではなくて、ちょっと立ち戻りますけれども、パブリックコメントのことに関して、次期へ向けての要望ですが、パブリックコメント、やはり市民からのコメントが少ない、非常に少ないということですね。これはやはり公表の段階でこういったものが出るということのアピール、PRですね、十分にやはりして、こういったものに関して早くキャッチできるような宣伝活動といったらおかしいですけれども、いろんなメディアを通じて、なるべくこういった原案が出るということをまず市民に周知していただいて、市民が待っていてこのパブリックコメントに参加できるというふうな形ですね、これが出るんだということの期待を持って参加できる。あとは、今回出していただいたそのパブリックコメントに対するその意見によって、ここが修正されたということの公表ですね。そういった両方向のことがないと、このパブリックコメントはやはり生きてこないと思うんです。

ほかの都道府県で、167くらいのパブリックコメントを集めたのを見てみると、回答数ゼロが36%くらい、回答数がゼロから10でも66%ということで、回答数が1桁のパブリックコメントがほとんどの都道府県で行われているということは、これはパブリックコメントを行ったという何か状況証拠というか、市民に聞いたんだからということの形式だけになってしまいますから、ぜひとも有効な市民からのご意見がいただけるような方向で、次期はちょっとパブリックコメントの出し方をご検討お願いいたします。ぜひとも、変えたところがあって、それをやっぱり市民に伝えるということが大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。

○高齢企画課長

パブリックコメントのいただいたご意見の数、今回本当にこのぐらいの少ない件数になってしまいましたが、いただいたご意見、どれも貴重なご意見でございますので、その意見を踏まえてどのような形で計画本体に反映させたのか、私どもとしてのその考え方はこうだというのを書いたものは、ホームページ上にももちろん公表させていただきます。

今後、こういった計画を出すときに、より多くの市民の皆様に見ていただいて反応を得るためにも、もしかすると今後市政だよりとかホームページといったものが今は中心ではありませんけれども、最近ですと市政の情報発信ということで、いろんな各種のSNSも使うようになってまいりました。周知の媒体は、大分また今後も増えていくものでございますので、できる限りの方法を使って、なるべく多くの方に見ていただけるように工夫をしていきたいと思っております。

○永井委員長

それでは、先ほど斉藤委員からもいろいろお話がございました。本日いただいたご意見の取り扱いにつきましては、事務局との調整を辻会長と私にご一任いただくことでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○永井委員長

ありがとうございます。そうさせていただきます。

3. その他

なし

4. 閉会